

コマツ湘南工場 OB 会規約

第 3 版改定案

第 3 版

改定案

第1章 名称および目的

第1条 本会は「コマツ湘南工場OB会」と称する。

①

→ 本会の設立年月日は 2010年11月17日とする。

四之宮地区、万田地区を含む平塚地域の広義の総称として湘南工場とする。

第2条 本会は会員相互の親睦交流を目的として設立する。

連絡先は コマツ湘南工場総務部 気付けとし

所在地は 神奈川県平塚市四之宮3-25-1 (TEL: 0463-22-8414)

とする。

第3条 以下 湘南工場には四の宮地区、万田地区を含む平塚地域におけるコマツ本体のすべての事業所を含む。

平塚地域におけるコマツの事業に協力しているグループ会社（KGS、KEG、コマツ物流など）も含める。

第2章 会 員

第4条 本会は下記会員をもって組織する。

1. 湘南工場における定年退職者。
2. 湘南工場から他事業所、グループ企業へ出向、移籍されてコマツの定年年齢60歳を迎えた者。
3. 湘南工場に在籍経験のある中途退職者でコマツの定年年齢60歳を迎えた者。
4. 会員の推薦があり、役員会にて入会を承認された者。これには、以下を含む。
 - ①結婚、出産、育児、介護、看護等により湘南工場を退職し、定年年齢60歳未満の者。
 - ②湘南工場に在籍した事が無いコマツあるいは、コマツグループ企業におけるコマツの定年年齢60歳を迎えた者。
 - ③上記に準ずる者。

第3章 総会および役員会

第5条 本会の機関は、総会および役員会とする。

第6条 総会は本会の最高決議機関であって毎年5月に定期総会を開催する。
尚、役員会において必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。

第7条 役員会は本会の執行機関であって総会の決議に従って業務を代行する。

第8条 各機関の決議は出席会員の2分の1以上の同意を必要とする。

第9条 本会に下記の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
事務局長	正副各1名

②

→ 会 計 1名

幹 事 若干名

第10条 役員は会員中より総会において選出する。

第11条 役員の任期は2ケ年とし再任をさまたげない。

第12条 会長は本会を代表し会務を統括する。

第13条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

第14条 事務局長は本会の事務を統括管理する。

幹事は執行業務に携わるものとする。

第15条 本会には、役員会の決議に基づき名誉会長および顧問をおくことができる。

第4章 入 会

第16条 入会は役員会の承認により認められる。

申請は本OB会規約を遵守することを必須条件とする。

入会は 既存会員の紹介または 平塚地域総務部門からの紹介により 申請が認められる。

新入会員は 次年度の名簿にて追加される。

第5章 脱 会

③ 第17条 会員は自由に脱会することが出来る。

但し、この場合は必ずOB会役員に通知する。

第18条 会費

(1) 本会は会員より会費を徴収し運営費に充当する。

ただし 米寿を過ぎた会員よりは会費を徴収しない。

(2) 会費は総会において出席会員の過半数により決する。

(3) 会費の会計年度は 毎年4月1日に始まり 翌年3月31日終わる。

第6章 事 業

第19条 本会は次の事業を行う

(1) 親睦、交流のための諸行事

(2) 会員名簿の改訂配布

会員名簿の作成と配布は2年に1度行う。

会員の追加、および 逝去、脱会による改定部のみの配布を隔年で行う。

名簿の原簿管理、印刷と印刷物の保管、配布は 個人情報守秘を重視し
信頼性と継続性の理由で コマツ湘南工場 総務部へ委託する。

会員は名簿に記載された 取扱注意事項を遵守すること。

なお、入会脱会などの維持管理および愛好会など自主活動を推進するためにOB
会役員として人数を限定して名簿維持管理の担当幹事を設置する。

担当幹事は、個人情報守秘を重視しメールアドレス、非公開の電話、住所などを
含めた名簿の原簿を総務部と連携して維持管理するものとする。

④ ~~-(3) 会費~~

~~親睦、交流の諸行事の費用は その都度 参加者より徴収し、OB会の年度会
費としては徴収しない~~

(4) 交流諸行事における事故の責任

各種諸行事、活動における事故においては 各自参加者の自己責任とする。

(5) 愛好会活動

各愛好会活動は推進者を任命し OB会名簿にて公開し参加者を募る。

推進者は活動内容（実施日、参加人数、内容、収支報告など）を 適宜、役
員会にて報告する。

(6) ホームページの運用

本会は　OB相互の情報交換の場として　ホームページを設けて運用する。　ホームページの維持管理のため、ホームページ担当幹事を設置する。

第7章　そ　の　他

- 第20条　本会の規約改訂及び解散は総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。
- 第21条　本規約に定めなき事項については必要の都度、役員協議の上決定する。
- 第22条　本規約は　OB会開始時において　小さな会として発足することを想定して設定する。
会員が増え　親睦、交流の活動が活発になった時点で　規約の見直しを行う。

以上